

第 2 6 期 第 2 回埼玉県社会福祉審議会 議事録

日 時

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 (金) 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 3 0 分

場 所

さいたま共済会館 5 0 1 ・ 5 0 2 (W E B 会議併用)

出席者

(委員)

朝日委員長、石渡副委員長、浅井委員、岡委員、小久保委員、
田並委員、渡辺委員、上木委員、梅田委員、神戸委員、酒井委員、
花俣委員、宮下委員、柿沼委員、高野委員、森委員

(県)

山崎部長、細野副部長、金子地域包括ケア局長、横田福祉政策課長、
鈴木障害者福祉推進課長、藤岡地域包括ケア課長、塩崎人権教育課長

1 開会

2 挨拶

3 出席者紹介

4 会議の公開について

公開、傍聴人 2 名

5 議事録署名委員の指名

梅田委員、花俣委員を指名

6 議題

- (1) ケアラー支援の推進について
- (2) 障害者スポーツの振興について

【資料 1 ・ 2 に基づき事務局説明】

（朝日委員長）

御説明ありがとうございました。これからそれぞれの議題につきまして、皆様方から御意見を頂戴していくこととなります。

今期の昨年実施された第1回の審議会では、御案内がありましたケアラー支援計画や関連計画について審議をさせていただきました。

今年は、まさに11月のケアラー支援月間に開催されていることに、非常に意義深いものを感じているところでございます。

また、障害者スポーツについては、まさにパラリンピックのレガシーを埼玉県内でどのように引き継いでいくかという考えの下での様々な提案、情報提供であったと思います。

それではまずはケアラー支援について御協議いただき、そのあと、スポーツ振興について協議したいと存じます。限られた時間でありますので、できるだけ多くの委員の皆様方から御発言をお願いしたいと思っております。

同時に、会場の都合もあると思っておりますので、私が時間を管理いたしますことを御了解いただきたいと思います。

それでは、まずケアラー支援について御意見、御質問等をお願いいたします。渡辺委員お願いいたします。

（渡辺委員）

御説明ありがとうございました。何点か御質問させていただければと思います。

資料1の2ページ、県ケアラー支援計画における施策体系・数値目標について伺います。

1点目ですが、基本目標2, 3, 5について、2, 3は支援体制の構築のみとなっており、5は構築・強化となっています。あえて5だけ強化という表現になっており、2, 3には入っていないことについて特段の理由、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、基本目標3、地域におけるケアラー支援体制の構築について、介護者サロンを設置する市町村数が指標名とされており、令和2年10月1日現在で53市町村において既に設置済みとなっており、令和6年4月1日の目標が全市町村ということになっていきますけれども、全市町村と言いますと63市町村ということになると思うので、あと10市町村を増やすだけとなるので、目標の設定として非常に謙虚ではないかという感じがいたしました。例えば、介護者サロンを市町村ごとに一つ設置するということだと、さいたま市は人口が約130万人ですが、小さい町では約1万人というようなところもあり、人口当たりのバランスが考慮されていないので、例えば10万人当たりいくつとしたり、もう少し県民1人当たりが受けるサービスがバランスよく感じられるような指標を設定したらどうかと思います。この点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

3点目は、基本目標5の指標ですが、支援体制の構築・強化を目標としており、指標が研修の受講者となっていますが、体制構築のための指標として、少し間接的すぎるのではないかと感じますので、例えば、ヤングケアラーについての相談等

の支援数等、直接的な指標としては何か考えられないのかということについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に4点目ですが、4ページに記載がありますヤングケアラーハンドブックについてですが、本日参考資料として配布いただいておりますが、中学生編、高校生編とありますが、内容としては、表紙の男の子と女の子の髪形や制服が変わっているということと、振り仮名の有無や色の違いぐらいとなっております。それなので、発注をかけた際のデザイン料が2倍取られているのではないかと、区別しないで一つでいいんじゃないかなと思うのですが、その辺についてお伺いします。以上でございます。

(朝日委員長)

4点ありがとうございました。この4点に関連する御発言があれば先に伺ったうえで事務局に御回答いただきたいと思います。柿沼委員お願いします。

(柿沼委員)

ヤングケアラーについてですが、資料の2ページの基本目標4のケアラー支援を支える人材の育成について、目標が3,000人となっており、令和3年から5年の累計ということですが、ケアラーのために不登校という人もいると思うが、どういった人たちを育成しようとしているのか教えていただきたい。

それから先ほどハンドブックについてお話がありましたが、確かに例えば6ページの図では、学校生活の影響の部分など全く同じなので、中学生編と高校生編で同じデータを使っているんだと思います。子供たちのどうして欲しかったというコメントについても全部同じです。ですから、まさしく髪型が変わっただけとなっております。一方は義務教育、一方は自由に選んだ高校生活の中ということとで実際には線引きがあると思います。

それから、ヤングケアラーについて、誰かが家庭の中で介護を必要としているという条件がありますので、単なる家族分担のお手伝いとは違うということもあると思うので、その辺のことを伺いたいと思います。

(朝日委員)

ありがとうございました。花俣委員お願いします。

(花俣委員)

資料の2ページの基本目標3ですが、先ほど渡辺委員から御質問や御提案がありました。私も一つだけ提案したいと思います。人口当たりの設置も必要だと思いますし、ケアラーは多様ですが特に子供たちヤングケアラーについては、介護サロンやつながる場所を作るときに、ヤングケアラーについて特化した方がいいのかなということを感じていましたので、そういったことにも配慮をいただきたいと思います。

（朝日委員長）

ありがとうございました。一度ここで区切りをつけさせていただきます。事務局から順次お答えをいただきたいと思います。ハンドブックについては既に完成しているものですので、今後の活用時の工夫なども含めて御回答いただければと思います。

（地域包括ケア課長）

順次、回答させていただきます。

まず、資料1の2ページの基本目標について2、3は体制の構築、5は体制の構築・強化となっている理由ですが、まず基本目標2につきましても、行政におけるケアラー支援体制を新しく作るというものです。ワンストップ型の総合相談窓口については、複合、複雑化した課題に対応する福祉の窓口ということで設置を進めています。まさにケアラー、ヤングケアラーは複合、複雑化した課題に含まれてくるものであるため、ケアラー、ヤングケアラーの窓口として設置を進めていきたいということで、構築としているものです。

基本目標3につきましても、目標は介護者サロンを設置する市町村数としております。サロンとなるとどうしても本人中心のものを設置するという傾向があるものを考えますが、介護者に重点を置いたサロンを設置することを推進していきましょうということで、これもケアラー支援のための新たな取組という位置づけで構築とさせていただきます。

基本目標5につきましても、構築についてはこれまでの説明と同じく新たにヤングケアラーのための支援をしていくという意味であり、強化については、例えば要対協等の事案にヤングケアラーに関するものが含まれているケースがあるため、それを課題ととらえ支援に繋げていくといった、既存の仕組みを活用し、機能を強化してやっていきましょうという意味合いで強化という言葉を使用しています。

次に、基本目標3の介護者サロンの目標値でございます。人口当たりでバランスよく設定することについて御提案をいただきました。私どもの方としても、1市町村に1つ作ればよいという考えではありません。現状を見た場合、何かあれば個別に対応すれば大丈夫です、という自治体があることは事実です。ただ、介護者達が集って、気楽にお話ができたりする場といったものも、やはり必要ではないかということもございますので、まずは63市町村で1ヶ所でもよいのでまずはやっていきましょう、ということで目標とさせていただきます。あわせて、意見にもありましたとおり、身近なところで立ち寄ることのできる場所に設置することも重要ですので、そういった取り組みを合わせて、総合支援チームなどを活用して進めたいと考えております。

（人権教育課長）

渡辺委員の御質問の基本目標5、受講者数という指標が間接的ではないかということについて回答いたします。

ヤングケアラーの支援体制というのは教育局と知事部局でそれぞれ進めていくものですが、学校においては、すべての学校あるいは教職員が支援者になります。そういった中で目指すところとして、どれだけ支援ができるかというところを目指していきたいと思っております。

しかしながら、学校ではヤングケアラーについてそれほど理解が進んでいる状態ではありませんので、こういった相談がヤングケアラーの相談なのかということについて、今まさに啓発をしているというところでございます。まずは、ヤングケアラーについて理解して、それに対して教育としてどのようなことができるのかということ、理解させていただいた上で、相談支援にあたらせていただくということで今の指標にさせていただいております。目指すところはおっしゃるとおりで、具体的な支援をすべての学校で実施できるようにすることを目指しております。

（地域包括ケア課長）

続きまして、ヤングケアラーハンドブックについて中学生編と高校生編で内容がほとんど同じではないかということについてですが、おっしゃるように、基本として、例えば数値につきましては、高校2年生に対する実態調査を実施しておりますので、こちらから使用した数値になっております。

中学生編のヤングケアラーの声についても高校2年生に対する実態調査を基にしたものとなっておりますので、この部分は基本的に同じでございます。中学生編を作る際には教育局にも相談をいたしました。中学生は子供ではありますが大人びている部分もあるなど、難しい時期であり、あまり子供っぽいものにする、中学生のヤングケアラーの方の尊厳、自尊心を傷つけてしまう可能性を考えまして、基本的には高校生編と同じ内容にしております。その上で難しいところには、振り仮名を付けるといった対応をして作成しております。教育局の教員の意見も参考にしながら、このような形になっておりますので、御理解を賜ればと思っております。

続きまして、柿沼委員から基本目標4の人材育成に関係する部分で不登校について御意見がございました。こういった人を育成するかということですが、基本的には地域包括支援センターの職員や障害者相談支援事業所などの職員、その他市町村の福祉関係部局の窓口の職員やその他あらゆるケアラー、ヤングケアラーの方に接する相談関係の機関があると思っておりますので、そういったところにも呼びかけ、職員研修を実施すると考えています。そういったところに不登校の方からも相談が入る可能性もございますので、そういった方々にも行き届くようにということで、この人材育成としているところです。

また、家事分担とケアラーの違いについての御意見ですが、中学生編、高校生編のそれぞれ2ページにおきまして、ヤングケアラーとは本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている18歳未満の若者としております。ですので、何時間以上やればその範疇を超えるのかといった、そういった規定というのは、法令上で定まっているものではありません。た

だし、少なくとも児童生徒本人の学校生活や日常生活に支障をきたして、健康等に影響が出ていたりですとか、勉強ができなかったり、学校へ行けなかったり、部活ができなかったり、そういうように支障をきたしている場合は、ヤングケアラーと捉えて、御本人の意見を聞きながら何かしらの支援をしていく必要があると考えております。以上でございます。

（朝日委員長）

柿沼委員どうぞ。

（柿沼委員）

ハンドブックのアンケート結果を見ますと、ヤングケアラーには相談できる人がいないということや勉強時間や睡眠時間が取れないという悩みが多いと見受けられます。先ほど人材育成の話にありました。相談を受けてくれるという人だけではなく、実際にホームヘルパーの導入というところまで考えていらっしゃるのかどうか、相談だけ聞いてあげたとしても、助けてあげないとどうにもならないので、子どもたちの時間をどうやって作ってあげるかということをごどのように考えているのか伺います。

（朝日委員長）

ありがとうございます。ここで、新たな視点での御意見なので、先ほどの3名の委員からの御質問等については、よろしいでしょうか。

（各委員）

はい。

（朝日委員長）

はい、ありがとうございます。ではその上で、今柿沼委員から、家庭の中での役割を担う部分とケアラー支援されるだけではなくその家庭が持っている課題解決の枠組みとどうリンクさせていくかということにつきまして意見がありましたので、回答をお願いします。

（地域包括ケア課長）

先ほど介護者サロンの関係で、ヤングケアラーに特化したサロンを作った方が良いのではないかと御提案を花俣委員からいただきました。

こちらですが、一つの試みとしまして、資料1の5ページの一番下のウの部分ですが、今年度からヤングケアラーオンラインサロンということで、特に地域を限定せずにヤングケアラーがオンライン上で集まって家族のことを気軽に話しできる場を開催しました。対面式のサロンについても、希望があれば考えていきたいと思っております。

(朝日委員長)

今の回答に関連して、ヤングケアラーオンラインサロンは実際にはどのくらいの人数、件数なのでしょう。

(地域包括ケア課長)

まだ参加者が1桁となっています。まだ周知が足りないということで、各学校へカード状のすぐにポケットに入れられるようなものを配布するなどといった周知を進めていきたいと存じます。

(朝日委員長)

ありがとうございました。

柿沼委員からケアラー支援の本質に関わるような福祉課題を挙げていただきましたので、それに御回答いただく前に、他の委員さんからもぜひ発言をちょうだいできればと思います。酒井委員、田並委員の順番でお願いします。

(酒井委員)

ケアラー支援について実情と意見をお伝えしたいと思います。

私どもの事業所で、利用者さんの親御さんがコロナの陽性になり、御本人は陰性、母子家庭ということで、どうしたものかというようなことが起こりました。

埼玉県では幸いにも1年ほど前に、このような場合を想定したケアラー支援事業の一環として、障害者支援課所管の事業を立ち上げていただいておりますので、すぐそれを思い立って、その利用を相談したのですが、結果的には使えませんでした。その事業を受託している嵐山郷において、その時クラスターが発生していて、受けられないということで、お断りをされてしまうというような事案が発生しました。

その時に聞きましたところ、ケアラー支援事業がスタートして1年以上経っていたんですが、利用実績は1件だけだということでした。埼玉県内で、10万人を超える方がコロナにかかっているかと思うのですが、こうしたケースが1件しかないというのは少ないのかなというふうに思っております。

昨日障害者支援課の方と懇談する機会があり、その話をしたんですけれども、マッチングがうまくいかないということでした。

今このコロナ禍でのケアラー支援というのは、非常に喫緊のテーマだというふうに思います。ぜひせっかく作っていただいた事業ですので、このようなケースの場合にすぐにこの事業にアクセスできるように、もう少し強化改善をしていただきたいなというふうに思います。

(朝日委員長)

御意見ありがとうございます。

また後程まとめて、必要に応じて御回答いただければと思います。田並委員よろしくをお願いします。

(田並委員)

ありがとうございます。

柿沼委員の話に関連するんですけども、人材育成ということで、本日教育局の方もいらっしゃるわけですが、学校の先生方もヤングケアラーへの支援をしておられると思いますが、それぞれの先生にももちろん理解して頑張ってもらいたいですが、先生は専門ではないという部分があると思います。スクールソーシャルワーカーを各学校に配置をし、スクールソーシャルワーカーが各福祉サービスに繋げる役割をすべきだというふうに思っています。さらに地域と教育局が連携し、スクールソーシャルワーカーの配置も含めた更なる強化を行うことが、いろいろな福祉サービスに繋がれると思うので、今後そのようにする必要はないかと考えます。

また、今私がつけているのは認知症サポーターのリングですけれども、ケアラーについても条例を作って日本中から注目されているので、色を変えてヤングケアラーサポーターのリングのようなものを作るのもよいのではないかと思います。こういったものをつけているとそれは何か、と聞かれることがあり、認知症サポーターと答えることで理解が広がるということがあるので、お金がかかるかもしれないですが、同様にケアラーサポーターというものがあればケアラーについてより知ってもらえるようになるのではないかと考えます。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございます。浅井委員お願いします。

(浅井委員)

ありがとうございます。田並委員の質問に関連するんですが、相談支援について、特に学校でのスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの方たちの話を聞くとですね、予算との関係もあるかもしれないですけども、実際の勤務体制についてですが、ボランティアでやってる時間が多いとのことでした。実際ある県立学校のスクールソーシャルワーカーの女性の方は、土曜日や日曜日もケアやサポートをして、ほとんどボランティアで実際にもらう給料の倍ぐらいの勤務体制になっているとのことでした。

ヤングケアラーは、そういうところにしか頼るところがないので、やはりその辺の予算の措置もして、人員の体制をしっかりとすべきだと思います。

特に高校生は、就職支援の面において、高校が一番の重要になりますので、しっかりと教育局が支えてやらないと、さっきのスクールソーシャルワーカーもそうですけども、先生方に予算措置などいろんな面で措置をしてあげないと、現場は本当に困っています。

県立学校の就職支援、ヤングケアラーの子供たちの支援についてはやり方に限界がある状況です。現場の話をしっかりと聞いて福祉も教育と連携をする必要があるというふうに思います。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございます。梅田委員お願いします。

(梅田委員)

私は相談支援専門員ですので、当該者の相談に乗ることがあり、ヤングケアラーやケアラーの方と触れ合う人数や機会が多くあります。

その中で、家事なのか支援なのか線引きが難しいという話もありましたけども、ここについては、この前のケアラーフォーラムにも参加させていただいたりですとか、研修にも参加させていただいた中では、それぞれに相談する相手、担当を付けること、本人だけでなくそれを支える方にも別の方がその人の立場に立って関わっていくことの重要性というのをすごく感じたところです。

実際にヘルパーの利用についても、厚生労働省がケアラーの方を意識して、御家族がいるからヘルパーを使えないということではなく、そういったところをしっかりと踏まえて、相談支援専門員としては、サービスを調整するようという話もいただいているところです。

これまでもですね、家族支援ということは相談支援専門員にとってすごく大事な視点でありますので、改めて相談支援専門員の周知、研修等を含めて伝えていくこともすごく大事なことなのかなと思います。

また、一人一人に関わるとなると相談支援専門員一人ではなかなか難しいところもありますので、お子さんのことであれば教育ですとか、御家族が高齢の場合は介護保険ですとかその辺も含めて、いろんなところと連携していくことが大事なのかなというふうに考えてございます。

(朝日委員長)

御意見ありがとうございます。小久保委員お願いします。

(小久保委員)

御説明ありがとうございます。私からは1点確認させていただきます。

資料1の1ページ、1の(3)にケアラー、ヤングケアラーの認知度についてです。

認知度の割合ですが、県政サポーターアンケート調査でいいのかということなんですが、この県政サポーターというのはより県政の関心ある方、協力的な方を指しているものかと思っておりますので、実際の認知度はもっと低いものかと思っています。

この認知度という言葉の使い方ですが、私の理解では、認知という意味は物事について、理解をし、判断できる状態にあるかと思うのですが、今回のアンケート調査の項目についてですが、どういう聞き取り方、アンケートを行って、どういった質問を行ったのか、伺わせていただきたいと思います。以上です。

（朝日委員長）

ありがとうございました。御質問の部分もございませうので、ある程度まとめていただいて結構でございますので、順次事務局から回答をお願いしたいと思います。

家族支援、全体の支援との関連性、それについて、個々のいわゆる介護を受ける人、介護をする人、それぞれ違う立ち位置からの相談が大事で、それからそれを進めるための連携が欠かせないというお話もございました。

具体的な役割を担うものとして、スクールソーシャルワーカーの事例についても発言がありました。

さらには、そもそもの認知をめぐる、アンケートの取り方、理解の仕方、あるいはコロナ対策におけるケアラー支援のあり方、こういったところで、様々な角度から御意見をいただきました。

また、ヤングケアラーサポーターバンドのような形での新たな御提案もございました。

事務局からまとめて御説明をお願いしたいと思います。

（地域包括ケア課長）

まず、柿沼委員からの御質問ですが、梅田委員からもお話がありました、厚生労働省からも今回ヤングケアラー支援に関して改めて事務連絡での周知があったところでございます。

障害者のサービスにつきましては、例えばヤングケアラーがいわゆる弟や妹の保育所のお迎えをやっていたり、家事をやっていたりとかそういった場合につきましても障害の公的サービスを使って大丈夫ですという旨の通知の方が前から出ておりまして、それが改めて事務連絡という形で周知されたところでございます。

ですので、公的サービスにおいて障害の方も支援がしやすい体制になっております。問題は介護保険の方でございまして、介護保険の方も子どもを主たる介護者とみなさないようにという事務連絡などは出ているんですけども、それ以上ですね、介護保険のサービスを家事支援ですとか、送迎といったところに使っていいかということ、そこまでにはなっていないわけですし、これについてはどういう形で公的サービスを当てはめていけるかということ国の方で議論、研究しているところだと、国の方から聞いていただいております。

委員のおっしゃるように、そういったサービスでは賄えないようなところ、それでもまだ困っているところも他にいろいろあると思います。まさにそこは地域の色々な社会的資源があると思いますので、それぞれの地域でこういったヤングケアラー支援ができるのかということ今後、話し合ったり、調整したりする場、こういったものを設けていく必要があるのではないかと考えてございます。引き続き取り組んでまいります。

（地域包括ケア局長）

ケアラー支援ハウスの関係についてですが、障害については利用実績が1名と

というお話がありましたが、高齢者の方は 27 名受け入れをさせていただいておられます。マッチングがうまくいかないというお話がございましたが、この制度はケアラー支援ハウスに入る際に、そこにケアする人を他の施設から応援を頼むこととなります。ですので、入った時に、大体 14 日間ぐらいのシフトを組むというふうにしてるんですけれども、他の施設の方の感染が発生していきますと、とてもそのような施設に人を出せないという状況でございまして、うまく人員が確保できないというような状況があったと思います。

そういうこともございますので今後さらに他の施設から応援の職員に来てもらえるようにさらに声をかけて、支援体制の充実を図っていきたいというふうに思っております。

（地域包括ケア課長）

リングについての御意見ですが、オレンジのリングについても触れていただきありがとうございました。

23 日に梅田委員や花俣委員に御出席いただいたオンライン上の支援フォーラムの方でも、リングを作ったらいいのではないかという意見をいただいたところでございまして、今後検討をしていきたいと思っております。

認知症サポーター養成講座を県庁で 15 日に実施しましたが、その際にもケアラー支援の取組について説明等をさせていただいて、認知症サポーターの方にそういったことも御理解いただいた上で、このリングなどをつけていただいているということ、試みとしてやってみたとところでございます。引き続き研究してまいります。よろしく申し上げます。

（人権教育課長）

学校のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについて田並委員の御意見にお答えします。

おっしゃるとおりスクールソーシャルワーカーは教育と福祉の部分をつなぐ橋渡しを行う大変重要なものですから、策定いただいたケアラー支援計画においても、スクールソーシャルワーカーを活用した教育相談やスクールソーシャルワーカーの研修について盛り込まれておりますので、それに沿ってしっかりとやっていきたいと思っております。

また、スクールソーシャルワーカーへの相談がヤングケアラーの支援につながったという事例もございますので、そうした事例を広く学校にも広げ、教職員からスクールソーシャルワーカーに相談しやすくするような、そういう空気を作っていきたいと思っております。以上です。

（地域包括ケア課長）

続きまして、小久保委員から御意見いただきましたヤングケアラーの認知度についてでございます。

委員のおっしゃるように、理解し、判断できるといった意味が正しいと思って

おります。

県政サポーターアンケートについて、認知度という形で取りあげさせていただきましたのは、ケアラー、ヤングケアラーのことをよく知っている、ある程度知っている、こういった回答した方を合わせて、それぞれケアラーについては17.8%、ヤングケアラーについては16.8%となっております。ヤングケアラー、ケアラーについてはまず言葉自体を知らないということが多くあります。まずは知っていただくというところから取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございました。浅井委員どうぞ。

(浅井委員)

1点確認を兼ねてお尋ねします。ヤングケアラーを支援するにあたり、先ほども柿沼委員からも意見がありました。ヤングケアラーが大変な思いをしているという状況があるということですが、大変な苦勞をして切実な思いしているヤングケアラー当事者やヤングケアラーの経験者の方たちの生の声を伺ったことがあるのか確認をしておきたいと思っております。

(朝日委員長)

事務局からお願いいたします。

(地域包括ケア課長)

生の声につきましては、例えば本日の資料1の4ページのカの部分にございますが、ヤングケアラーサポートクラスという出張授業を行っていきまして、中学校や高校、教職員向けに元ヤングケアラーの方といった当事者の方からその場で生徒たちに自分の体験やこういった支援があったらよかったなどといった話をしてもらう機会を設けております。

県の職員もそこに一緒に行っておりますのでそういった機会ごとにお話をお聞きしているところでございます。

ヤングケアラーサポートクラスの運営団体については元当事者や支援者をお願いしています。そういった方とも随時意見交換しながら実施しています。

また、オンラインサロンには、ヤングケアラーの方も相談にきていますので、そういった声を十分聴きながら取組を実施しております。

(朝日委員長)

ありがとうございました。ウェブ参加の委員の方の発言はございますでしょうか。神戸委員お願いします。

(神戸委員)

一つだけお願いなんですけれども、私どももですね、ケアラー支援宣言を埼玉

県老人施設協議会としてさせていただきました。

今後、広報啓発活動を充実させていただく方向性で考えておりますので、ぜひとも人材の育成に関して、県等の御協力をいただきながら、一緒に人材を育てていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございました。74 団体のうちのひとつということで、お願い事項でございました。

続きまして障害者スポーツにつきまして、何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。田並委員お願いいたします。

(田並委員)

ありがとうございます。パラスポーツは幅が広く、障害もいろいろな種類がありますが、今回のパラリンピックを見て感動した人もたくさんいると思います。県民生活部スポーツ局との連携をしているということですが、今、高校生の役割が重要になっていると思いますので、障害者スポーツについて教育局ともしっかりと連携をして将来のパラアスリートを目指す生徒を増やしていけたらよいのではないかと思います。いろいろなところで連携を強化して進めていただきたいという要望です。

また、私は車いすバスケットボールの顧問をしていますが、大きな大会であれば見に来る人がいますが、高校生などの一般の競技について、いつどこで何をやっているのかということについて、福祉部でやるのか県民生活部スポーツ局でやるのか教育局でやるのかはわかりませんが、障害者スポーツへの理解を深めるならば、そういったことがまとまった県庁のホームページを一つ作っていただき、いつどこでパラスポーツやってますよということなどのスケジュール感がわかるようにすれば、もっと興味が深まるのではないかと思います。

(朝日委員長)

どうもありがとうございました。

それでは順次、御意見御発言いただいた上で、事務局から説明をいただきたいと思っております。

(石渡副委員長)

先ほど委員長がパラリンピックのレガシーということを行いました、やはりパラリンピックが開かれたことでいろんなところで関心が広まっているなと思います。

障害者スポーツの普及については、県としてこういうことをやりますといった提案が多いですが、もっと身近なところで、障害がある人とともにスポーツを楽しむといった機会が増えて欲しいと、切に感じております。そのためには、社会福祉協議会やボランティアセンターなど既存の活動などとうまくリンクすると

いったこともあっていいかなと思うのですが、その点について、データや実態などがわかりでしたら教えていただければと思います。

また、私は埴保己一賞の審査に関わってしまして、本庄市長などがやっぱりうちの地域ではこういう開催をやったということアピールをしていましたが、パラリンピックの開催種目などをうまく活かして、地域ごとにパラリンピックを活かし、スポーツ普及といったことが考えられないかなと思います。意見です。

このことに関連して何か補足などある方がいましたら、お聞きできたらというようなことも思っております。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございます。せっかくでございますので、社協さんとしての取組みなど、上木委員からお話をいただければと思います。

(上木委員)

県社協の上木でございます。障害者スポーツの取組みでございますけれども、団体といたしましては基金から地域の活動に対しまして、助成金を出させていたいております。

ただ、残念なことです。コロナ禍でこの2年間の活動がすべて止まってしまっている状況でございますので、今後コロナが収束しましたら、地域の活動活発になるように応援していきたいと思っております。

(朝日委員長)

ありがとうございます。酒井委員お願いします。

(酒井委員)

私の周りでもスポーツをやりたいと考えている障害者が多いのですが、会場に行くまでに支援がないといけないという方がたくさんいます。スポーツの練習は土日が多いのですが、土日は移動支援の事業所は人手がなくて人が出せないということで断念してしまう方がたくさんいらっしゃるの、このようなこともセットで考えないとなかなか広がっていかないと感じますので、そういった点での強化もお願いしたいと思っております。

(朝日委員長)

ありがとうございます。今まで御意見、積極的な働きかけであったり、情報提供であったり、またスポーツを振興するための環境整備の問題といった意見がありました、このあたりで事務局からよろしいでしょうか。

(障害者福祉推進課長)

順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、田並委員からございました、教育局やスポーツ局との連携が非常に大事

ということについてですが、我々も教育局やスポーツ局との連携に取り組んでおりまして、例えば学校で障害者スポーツを体験していただくことを実施しておりまして、普段学生はなかなか障害者スポーツに馴染みがなかったりするので、若いうちから実際に身近に体験していただくことが重要と考えております。

その中で、やはり参加する生徒は普段障害者の友達が身近にいないので、そうした場で障害者から話を聞きますと、だいぶ身近に感じてくれて、実際講義が終わった後に、障害者アスリートの方を囲んでお話をしたりとかの場面もあったりするなど、非常にいい機会になっておりますので、このような連携した取組というものを今後も進めていきたいと思っております。

次に、意見をいただきましたホームページでの PR につきましても、非常に重要であると思っておりますので、スポーツ局や教育局と協議をして、何らかの形でできるようにしていきたいと思っております。

それから石渡副委員長からございました、身近なところで障害者スポーツをできるということも大事だと思っております、県では地域で障害者スポーツに取り組む団体に対して、10万円上限の補助をさせていただきます、地域でできるような取組を行っていただいているところでございます。

次に酒井委員からお話がありました、会場に行くまでの支援についてですが、おっしゃる通りそういったところもあるかと思っておりますが、今までスポーツという観点からそういった支援を行っていませんでした。お話がありました通り、周辺の支援策とセットで考えていくことが重要だと思っておりますので、取組を進めていきたいと思っております。以上でございます。

(朝日委員長)

ありがとうございます。小久保委員お願いします。

(小久保委員)

確認をさせていただきます。今回障害者スポーツについても議論することですけれども、法律の規定によりますと障害者スポーツのうち精神障害については議論から除外されているということになるのでしょうか。実際問題として埼玉県内で手帳をお持ちの方が約6万7千人おり、全国的には、例えばサッカーでは、競技人口は2,000人います。

こういった方々については、どのような議論を行っていくのでしょうか。

(朝日委員長)

御質問への回答をお願いします。

(障害者福祉推進課長)

精神障害者のスポーツということですが、精神障害者の方も、例えば彩の国ふれあいピックのような大会に参加いただいたりしております。

引き続き、取組を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

ます。

(朝日委員長)

対象から外すことはなく、障害者スポーツの枠組みの中で、精神障害のある方もスポーツ振興を図っていきたいという理解でよろしいでしょうか。

(障害者福祉推進課長)

はい。

(朝日委員長)

柿沼委員お願いします。

(柿沼委員)

障害者スポーツについて、パラリンピックでは素晴らしい感動を私たちに与えていただきました。私は地元のスポーツ協会の会長をしていますが、障害者スポーツについては、地域の中に障害者がなかなか出てこられない状況がまだまだあります。裾野の広がりとして、障害者の方も普通の方のスポーツの中に混じりこめるようなフィールドを、例えば障害者スポーツ協会とか、一般のスポーツ協会とかピラミッドの上の方だけではなく、裾野においても働きかけをしていただけるとありがたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

(朝日委員長)

ありがとうございます。御意見ということで承ります。

パラリンピックの競技性を追い求める部分と、どうすれば一緒にゲームを楽しめるかという、例えば地域レベルでの共有、共感も大事だろうかというふうに私も思っております。

ウェブ参加の委員の方がいかがでしょうか。神戸委員お願いします。

(神戸委員)

実際に埼玉県の高齢福祉施設からパラリンピックに出場されて上位に入賞された方がいらっしゃいます。

ウェブ等でそういうことも発信されており、私どもも非常に感動を受けていますので、ぜひとも福祉施設の方々に浸透できるような形で、そういった情報提供を密にお願いできればありがたいかなと思っております。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございました。岡委員お願いします。

(岡委員)

柿沼委員と同じ意見になりますが、障害者スポーツのすごいレベルの高いとこ

ろが注目されてるんですが、先ほど言われたように、地域の障害者の方が外に出る機会については、イベントで社会福祉協議会が開催するバザーなどがありますが、そういうところで、障害を持った子供たちは走ったりすごい運動をします。

裾野を広げるということはそういう人たちがスポーツに参加ができる地域づくりも必要だと思うので、そのためにも、指導員の養成について、レベルの高い人を指導する人、一般の障害を持った人たちを指導する人、そして、参加ができるような仕組みがつかれるようなリーダーを作るということも必要だと思います。そういったことも今後裾野を広める案として考えていただきたいと思います。

（朝日委員長）

ありがとうございました。障害者スポーツの振興についていろいろな角度から御意見をいただきました。

事務局には貴重な御意見として受けとめていただきたいと思います。

それではそろそろ予定の時間がやって参りましたので、このあたりで審議を終了させていただきたいと思います。

今日の御協議を通じて、ケアラー支援につきましては、やはりケアラーをきちんと支援していくことが結果的にその理由となっている家族や課題の解決に繋がっていくものであり、こういうことが非常に重要だということを、皆さんの御発言の中から感じました。

特にケアラー支援宣言については、私たちは でケアラー、ヤングケアラーを支援します、と宣言するものですが、これをそのまま自分の問題として、何ができるだろうかと、こういう問いかけを積み重ねていくと、きっとこの埼玉が今も枠組みとして既に先駆的ですが、実質的にもケアラー支援で先駆的な役割を発信できるのではないかと強く感じました。

障害者スポーツにつきましても、御意見がありましたように、確かにレガシーとして、パラリンピアンを目指して、そこに力を入れていくということも大事ですが、同時に、やはり裾野で気軽にスポーツを楽しめる、参加できる環境や条件を整えていくことが求められていることを、スポーツ振興の課題として感じたところでございます。

それでは、是非とも御意見を踏まえて今後の施策の推進に努めていただければと思います。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきたいと思います。

（終了）